

# 文化力による京都活性化推進条例（仮称）

## の制定に向けての提言

平成 1 7 年 7 月

京都府文化力創造懇話会

文化力による地域活性化推進条例（仮称）検討委員会

## 提 言 に あ た っ て

「文化力創造懇話会」(「次世代の文化創造研究会」,「文化力による京都活性化研究会」)は、昭和56年の「京都府文化懇談会」からの提言「京都の文化は日本の文化」及び平成9年の「京都の府民文化の未来を考える会」からの提言「21世紀の風流を京都に」をベースに、次世代の文化創造や文化力による京都の活性化方策を検討し、昨年12月にそれぞれの検討成果をアクションプランとして取りまとめました。その中で、産業の活性化や各地域の振興を含め、文化力により京都の活性化を推進していくための条例を制定すると規定したところです。

それを受けて、本委員会は、京都が有する文化力を高め、文化力により京都を活性化していくために、どのような内容を持った条例が必要であるか等について、6回にわたり議論を重ねてきました。

この間、設立当初の委員に、地域文化振興、起業サポート、各種ファンド、法制度に関する4名の委員も加えて議論を重ね、論点を掘り下げつつ現実的・効果的で実効性のある条例のあり方等について総合的に検討してきました。

ここに、次のとおり、条例の基本的な考え方とその盛り込むべき内容について、提言を取りまとめました。

府におかれては、この提言を基本としてパブリックコメントを行うとともに、パブリックコメント等で寄せられた府民の意見を踏まえ、この提言の趣旨を速やかに条例化されることを期待します。

さらに、厳しい財政状況の中にあっても、文化力による京都の活性化のための施策を総合的に推進され、心豊かで活力ある京都を実現されることを望みます。

### 【検討委員会開催・検討状況】

開催日	主 な 検 討 内 容
平成16年 12月23日	文化施策の現状等について 検討に際しての論点整理
平成17年 1月24日	文化振興と行政の役割 文化力による地域活性化手法の検討
平成17年 3月2日	北・中部地域における文化振興の現状・課題について 京都の文化ベンチャー、起業等の現状・課題について
平成17年 4月19日	文化芸術支援手法の検討 推進体制について
平成17年 5月25日	条例に盛り込むべき内容等の検討 提言案作成に向けた検討
平成17年 6月14日	これまでの議論の総括 提言案の検討

# 条例制定に向けての基本的な考え方

## 第1 文化力と京都の活性化

文化は、人間が人間らしく生きるために極めて重要であり、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会基盤を形成するものです。また、新たな文化との出会いは、創造性をかきたて、感性を刺激し、21世紀の人間生活を豊かにする可能性を有する社会的及び経済的な活力の源泉となります。

現代の日本社会は、いま、物質的な豊かさの影で、経済の成熟化や深刻化する環境問題、既存の社会システムの不全、さらには少子高齢化社会の問題など、多くの難題に直面しています。多くの人々が生きづらさを感じ、ともに生きている、ともに何かをめざしているという、共生と連帯の感情の希薄化も指摘されています。

このような状況のなかで、地域に生きる人々がいきいきと暮らし、次の時代を担う若者たちが伸びやかに育つためには、これからの社会のなかで一人ひとりが何を拠りどころにして生きていくのか、その原点を見つめなおすことが必要です。

京都は、多様な文化を受け入れ、伝統の上に新しい文化を創造し、海外や他の地域の人々とも、共に生きる文化を育んできました。そして、それをたえず刷新してきた創造的な気風のもとに、我が国を代表する文化を育んできました。また、同時に、長い歴史と特色ある風土のなかで、丹後から山城まで、各地域で自然と深く交わり、その交わりを活かした個性豊かな文化と産業の伝統を築き上げ、京都の文化を支えてきました。

私たちは、文化に触れ、親しみ、これを創造していくことを通じて、京都という地が培ってきたこうした文化の伝統のなかから、一人ひとりが未来の京都を紡ぎ出す深い知恵としくみをくみとることから始めるべきと考えます。日常生活や産業・経済をはじめとする社会のあらゆる分野において、何を大切にすべきかといった判断基準や行動規範として「文化」を念頭において振る舞う、「京都ならではの作法」(Kyoto-Style)を現代にふさわしく作り上げることが求められています。

同時に、新しい活力を生み出すため、京都が最も誇りとする学問、技術、多彩な意匠力などの豊富な知的資産を活用し、次なる時代にふさわしい新たな価値として創造し、高めていくことが、いま、求められています。

京都に暮らし、働き、集う人々がたがいに手をたずさえて、心豊かで活力ある京都の実現に向け、文化力によりそれぞれの地域を、そして京都を活性化させていきましょう。

## 第2 文化力による京都の活性化推進のための3つの視点

どうすれば、京都の文化力を高め、文化力による京都の活性化につなげていくことができるのでしょうか。私たちは、京都に伝承され、蓄えられてきた文化力を現代に活かし、新たな価値を創造し、社会全体で心豊かで活力ある京都づくりに向けた取組を総合的に推進していくためには、次の3つの視点が大切と考えます。

## 視点1 文化力の向上

文化が有する本来の力の発揮に向け、京都の文化力を向上させていくためには、創造性・精神性豊かな伝統的な京都の文化の中に、こうした文化を育ててきた先人達の英知や創意を見いだすことが必要です。また、多様な文化に親しみ、多彩な文化活動を積極的に行うことができる環境整備などを通じて、文化の振興・発展を図り、新たな文化を創造していくために不断の努力を積み重ねていくことが必要です。併せて、地域の特色ある文化財等の保全や文化の香り高い地域づくりに向けた活動が活発に行われる環境を整備することが求められます。

京都の文化を担う者は多様です。府民一人ひとりとはもとより、この地にある団体、企業、大学、自治体など、すべての個人・組織であり、国や国際組織、府外・海外の個人や集団も京都にかかわりがある限り、京都の文化の担い手となりましょう。それぞれの担い手は、その役割を自覚し、日頃から文化を重視した生き方や活動を実践するなど、社会全体で連携し幅広く文化に向き合っていくことが大切です。

京都の文化の継承を図り、未来を担う子どもたちが伸びやかに育つためには、子どもたちが文化のなかに普遍的な価値を見だし、他の人々や地域との絆を大切にしながら、自らの未来を切り拓いていくことができる人間力を涵養していくことが必要です。そのためには、府民一人ひとりが京都の文化の担い手であるとの認識のもと、子どもたちとともに文化に親しみ、文化を重視した生き方や活動を実践していくことが求められます。また、学校教育における文化活動の充実を図るとともに、様々な世代の人々の支援を受けながら「ほんまもん」の文化に触れ、仲間とともに日頃味わえない感動や刺激を体験したりすることができるような取組が必要です。

また、文化力のさらなる向上を図るためには、京都の文化の伝統のもとに高められ、蓄積されてきた豊富な学問・技術・多彩な意匠力等の知的資産を活用した「文化的な創作物」(以下、「文化的創作物」)の多様な作り手が、府内で創造活動等を行うことができるよう支援していくことが重要です。

「文化的な創作物」とは

映画・映像、音楽、アニメーション、コンピュータゲーム、その他の人間の創造的活動により生み出されるものをいう。(より詳しくは、5ページを参照してください。)

## 視点2 文化力による京都の活性化

創造性豊かな京都の文化を背景として、高められ、蓄積されてきた豊富な学問・ものづくりの技術・多彩な意匠力などの知的資産を現代に活かし、新たな価値を創造し、文化力により京都の活性化を推進していくことが、いま、求められています。

京都の産業・経済を活性化していくためには、こうした知的資産を活用し、魅力ある文化的創作物を生み出すための支援や安定的に資金調達ができる多様な仕組みの構築などが求められます。

観光、教育、福祉、スポーツなどの分野においても、文化や有形・無形の文化財等

を活かした多彩な活動が行われ、文化が息づく個性豊かな地域づくりに大きく貢献しています。文化活動を行う人々が、こうした分野の活動にも積極的に参画し、互いに連携・協力し交流を深めていくことにより、それぞれの活動がより活性化し、さらに効果的に行われるようになります。

こうした地域の中での交流や地域を越えた広域的な交流を積極的に促進していくことが、京都全域における個性豊かな文化の継承・発展につながり、文化力を高め、蓄積させ、地域の活性化に結びついていきます。

長い歴史の中で、諸外国との文化交流を図りつつ独自の文化様式を形成してきた京都の文化について再確認することは、異なる文化に対する寛容や尊重の気持ちを育むこととなります。グローバル化が急速な勢いで進展する現代においてこそ、海外の文化の受容に心がけながら、新たな京都の文化を創造し、これを誇らしく発信していくことが求められています。

### **視点3 府の役割と文化力**

地域に根付いた幅広いネットワークのもとに蓄積された豊富なソフト・ノウハウを有する文化施設などを拠点として、多様な文化の担い手が新しい発想に基づいて魅力ある取組を活発に展開していくことができるよう支援・協力していくことが必要です。府には、府民の文化活動を誘発していく「牽引力」としての役割が求められます。

このため、府は、文化施設をはじめ多様な文化の担い手とのネットワークのもとに、幅広い府民の参画を得て、文化力による京都の活性化を推進していく体制を構築することが必要です。

また、市町村においても、それぞれの地域が有する個性豊かな文化を継承・発展させ、文化力により京都の活性化を推進していくことが期待されます。市町村がお互いに協力し合って、あるいは市町村と府が連携して、文化力による京都の活性化に向け、様々な支援や協力を行っていくことが必要です。

## **第3 条例の名称**

条例の名称については、京都が何よりも誇りとする文化力で京都全域を活性化していくことを強調するため、「文化力による京都活性化推進条例」が適当と考えます。

## **第4 条例に盛り込むべき事項**

### **前文**

前文は、第1で記載した事項を踏まえ、条例の趣旨や文化力による京都の活性化推進に際しての府の決意等をわかりやすく府民に示す内容とされることを期待します。

## **第1章 総則**

## 1 基本理念

文化力による京都の活性化の推進に当たっては、文化に触れ、親しみ、これを創造していくことを通じて、府民一人ひとりが京都の文化の伝統の中に普遍的な価値を見出し、今後の社会を切り拓く文化力として高め、心豊かで活力ある京都づくりに活かすことができるよう、次の事項を基本理念とする。

文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、府民が等しく文化に親しみ、参加し、創造することができるような環境を整備することにより、府民が主体となる文化の形成を目指すこと。

府民一人ひとりが、伝統と四季をおりなす美しい景観の中で磨かれた美意識や、伝統芸能、茶道、華道等の精神性豊かな文化、その他の多様な京都の文化を次代へ引き継ぎ、発展させていく役割を担うべきことを認識し、文化を重視した生き方・活動ができる社会の実現を目指すこと。

府民の主体的で新しい発想に基づく文化に関する活動（以下、「文化活動」）が活発に行われるよう支援・協力することにより、文化の香り高い社会の実現を目指すこと。

観光、教育、福祉等の分野においても、文化を活かして心豊かで活力ある地域社会の実現を図ろうとする多彩な活動が行われつつある現状にかんがみ、こうした多彩な活動を行う者と文化活動を行う者との連携や交流の促進を図ること等により、地域の歴史と風土に根ざした文化が息づく個性豊かな社会の実現を目指すこと。

京都の文化の伝統のもとに高められ、蓄積されてきた豊富な学問・技術・多彩な意匠力等の知的資産を活用した文化的な創作物（以下、「文化的創作物」（ ））の創造活動が活発に行われる環境を整備することにより、文化的創作物に関する起業等を誘発する創造性豊かな社会の実現を目指すこと。

### 文化的な創作物

映画・映像、音楽、演劇、舞踊、文芸、美術・工芸、写真、ファッション、料理、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム、その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（これらを組み合わせたもの及びこれらを生み出すために不可欠な技術・技法を含む。）をいう。

京都の文化が広く国内外へ発信されるよう、京都の文化に係る国際的な交流、地域間の交流の促進を目指すこと。

## 2 留意事項

文化力による京都の活性化の推進に当たっては、文化が果たすべき多様な機能・役割の重要性にかんがみ、次の事項に十分留意しなければならない。

伝統的な文化の振興が新しい文化創造の基盤となり、効率性や経済性では測れない文化の厚みが将来の社会の発展を支えるものであること。

府内各地における地域固有の多様な文化が継承・発展されることが府全体の文化を豊かにするものであること。

科学技術・生命科学などが発達していく中であって、人と人との触れあいや様々な体験機会を提供し、人間尊重の価値観を涵養するなど、文化の果たす役割がますます重要になっていること。

世界各国との文化交流を通じて、多様な文化を認め合うとともに、我が国及び京都の文化に対する理解を深めることが世界平和に資するものであること。

### **3 府の責務**

- (1) 府は、基本理念及び留意事項にのっとり、文化力による京都の活性化の推進に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- (2) 府は、前項の規定による施策の策定・実施に当たっては、幅広い府民等の参画のもとに、これらの者と相互に連携・協力するよう努める。

### **4 期待される府民等の役割**

- (1) 府民は、家庭や日々の生活の場において文化に親しむとともに、京都の文化の担い手として、京都の文化を次代に継承・発展させていくよう努めることが期待される。
- (2) 文化活動を行う者は、自発性・創造性を発揮し、相互に連携・協力して京都の文化の継承・発展・新たな創造に貢献することが期待される。
- (3) 大学等の教育研究機関などは、その有する専門知識、人材、設備等を活かして文化活動を支援することや創造的な人材の養成等を通じて京都の文化の継承・発展・新たな創造に貢献することが期待される。
- (4) 企業は、文化活動を支援することや、自らの経営資源を活かして京都の文化の継承・発展・新たな創造に貢献することが期待される。

### **5 財政上の措置等**

府は、文化力による京都の活性化の推進に関する施策の実施に必要な調査研究及び財政上の措置を講じる。

## **第2章 文化力の向上**

### **第1節 京都の文化の継承・発展・新たな創造**

#### **1 京都の文化の継承・発展・新たな創造**

府は、文化力の向上を図るため、伝統的な文化をはじめとする多様な京都の文化が将来にわたって適切に継承・発展され、新たな創造のため活用されるよう、必要な施策を講じる。

#### **2 京都らしい歴史的・文化的な景観の保全**

府は、自然と共生しながら個性豊かな文化を育んできた京都の歴史的・文化的な景観等の保全を図るために必要な施策を講じる。

### **3 文化的創作物を創造する者に対する支援**

府は、文化的創作物を創造する者が府内において、文化的創作物を創造し、その創造に係る成果を発信することができるよう、創造・発表の機会及び場の提供その他の必要な支援を行う。

## **第2節 文化活動の充実**

### **1 府民の文化活動の充実**

- (1) 府は、府民が等しく文化に親しみ、体験し、創造する機会及び場の提供その他の必要な施策を講じる。
- (2) 府は、文化活動を支援する者の育成、相互交流の機会及び場の提供その他の必要な施策を講じる。

### **2 学校教育における文化活動の充実**

府は、次代を担う子ども・青少年（以下、「次世代」）が伸びやかに育つよう、学校教育における文化活動の充実を図り、文化に関する体験学習や文化活動を行う者による学校における文化活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講じる。

### **3 次世代の文化活動の充実**

- (1) 府は、次世代が高齢者をはじめ様々な世代の支援を受けながら、文化を体験し、創造することができる機会及び場の提供その他の必要な施策を講じる。
- (2) 府は、次世代が行う文化活動の充実を図るため、次世代を対象とした文化の公演、展示等の支援、次世代による文化活動への支援その他の必要な施策を講じる。

## **第3章 文化力による京都の活性化**

### **1 文化的創作物の創造支援等を通じた地域・産業の活性化の推進**

- (1) 府は、京都の有する豊富な学問・技術・多彩な意匠力等の知的資産を活用した文化的創作物の創造、活用の促進等を通じて、地域・産業の活性化を推進するため、魅力ある文化的創作物を生み出すための活動に対する支援その他の必要な施策を講じる。
- (2) 府は、文化的創作物の創造を業とし、又は業としようとするものが、当該活動を継続して実施し、又は新たに起業するために必要な資金を円滑に調達することができるよう、多様な方法により資金調達を図るための制度の構築その他の必要な施策を講じるよう努める。

### **2 文化力による京都の活性化の推進**

- (1) 府は、観光の振興などによる京都の活性化を推進するため、地域に根ざした多彩



な文化活動や有形・無形の文化財等を活かした活動が活発に行われるよう、情報の発信その他の必要な施策を講じる。

- (2) 府は、前項の活動を行う者が相互に交流する機会及び場の提供その他の必要な施策を講じる。

### **3 文化による交流の推進**

- (1) 府は、人々を魅了し人々が集う京都を構築するため、国内外の人々と文化を通じて広く交流し、異なる文化を暖かく受け容れるとともに、京都の文化を誇らしく発信することができる環境整備のために必要な施策を講じるよう努める。

- (2) 府は、京都の文化の公演、展示をはじめとする拠点施設の機能の充実その他の必要な施策を講じる。

## **第4章 推進体制**

### **1 推進体制**

- (1) 府は、文化力による京都の活性化の推進が図られるよう、府民と連携・協力し、幅広い府民等の参画を得て必要な推進体制を整備する。

- (2) 府は、前項の推進体制の整備に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、京都の文化の継承・発展に寄与しようとする様々な者の積極的な協力が得られるよう配慮しなければならない。

- (3) 府は、市町村が行う地域の実情に応じた文化の振興に関する施策の実施に必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、必要に応じて市町村間相互の連携が図られるよう努める。

- (4) 府は、国、関西の各府県をはじめとする都道府県等との連携を図らなければならない。

**京都府文化力創造懇話会**  
**文化力による地域活性化推進条例（仮称）検討委員会 委員名簿**

**<委 員>**

氏 名	摘 要
真 山 達 志 (座 長)	同志社大学政策学部長
西 口 光 博 (座長代理)	龍谷大学経営学研究科教授
山 本 壯 太 (副座長)	NHK文化センター取締役大阪総支社長 前NHK京都放送局長
池 坊 由 紀	華道家元池坊 次期家元
小 暮 宣 雄	京都橘大学文化政策学部教授
坂 上 英 彦	京都嵯峨芸術大学芸術学部教授
千 宗 室	茶道裏千家家元、京都芸術センター館長
吉 澤 健 吉	株式会社京都新聞社編集局次長

**<専門委員>**

加 柴 和 成 (地域文化)	財団法人京都府中丹文化事業団事務局長
福 永 寛 (起業支援等)	スタンフォード大学スタンフォード日本センター 研究部門マネージャー
村 上 芽 (金融政策)	株式会社日本総合研究所 研究事業本部 研究員
山 下 淳 (公共政策)	同志社大学教授 政策学部 / 大学院総合政策科学研究科